

令和2年10月27日

令和2年度第3回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

- (1) 会議録の確認について
- (2) 令和3年度ごみ・リサイクルカレンダーの表紙絵の選考について

2 議 題

- (1) 一般廃棄物処理手数料（動物の死体）の見直し等について（諮問）
- (2) 令和3年度一般廃棄物処理計画について（諮問）
- (3) 小金井市一般廃棄物処理計画における評価基準の検討について

3 その他

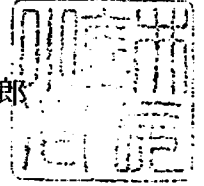


小環ご発第157号  
令和2年10月27日

小金井市廃棄物減量等推進審議会

会長 渡辺浩平様

小金井市長 西岡真一郎



犬・猫等の埋葬手数料の見直し等について（諮問）

このことについて、下記の事項を貴審議会へ諮問いたします。

#### 記

#### 1 諮問事項

犬・猫等の埋葬手数料の見直しについて

#### 2 諮問理由

犬・猫等の埋葬手数料に関しては、宗教法人慈恵院一者に委託しており、現在の手数料は一体につき3,000円となっています。

令和元年10月の消費税増税に伴い、今後は一体につき3,050円（現行+50円）で行いたい旨の依頼がありました。

現下の状況を鑑み、上記の値上がりはやむを得ないと認め、もって、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表第1（一般廃棄物処理手数料）に定める手数料を3,050円に改正することを予定しています。

以上の事項につきまして、貴審議会のご意見、ご見解を賜りたく、諮問いたします。

## 諮問事項に関する改正の概要

### 1 条例第45条第1項

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1動物の死体の項中「3,000」を「3,050」に改める。

### 2 別表第1（第45条関係） 一部改正

一般廃棄物処理手数料

区分	手数料（円）
省略	
動物の死体	1体につき <u>3,050</u>

### 3 施行予定日

令和3年4月1日

資料 1

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考												
<p>別表第 1 (第 4 5 条関係) 一般廃棄物処理手数料</p> <table border="1" data-bbox="197 437 972 603"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>動物の死体</td> <td>1 体につき <u>3, 0 5 0</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>付 則 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>	区分	手数料 (円)	省略		動物の死体	1 体につき <u>3, 0 5 0</u>	<p>別表第 1. (第 4 5 条関係) 一般廃棄物処理手数料</p> <table border="1" data-bbox="1079 427 1854 593"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>動物の死体</td> <td>1 体につき <u>3, 0 0 0</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料 (円)	省略		動物の死体	1 体につき <u>3, 0 0 0</u>	<p>動物の死体の処分に係る一般廃棄物処理手数料の改定</p>
区分	手数料 (円)													
省略														
動物の死体	1 体につき <u>3, 0 5 0</u>													
区分	手数料 (円)													
省略														
動物の死体	1 体につき <u>3, 0 0 0</u>													

資料2

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する  
条例

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 動物の死体の項中「3,000」を「3,050」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



小環ご発第159号  
令和2年10月27日

小金井市廃棄物減量等推進審議会  
会長 渡辺 浩平 様

小金井市長 西岡 真一郎

令和3年度一般廃棄物処理計画の策定について（諮問）

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

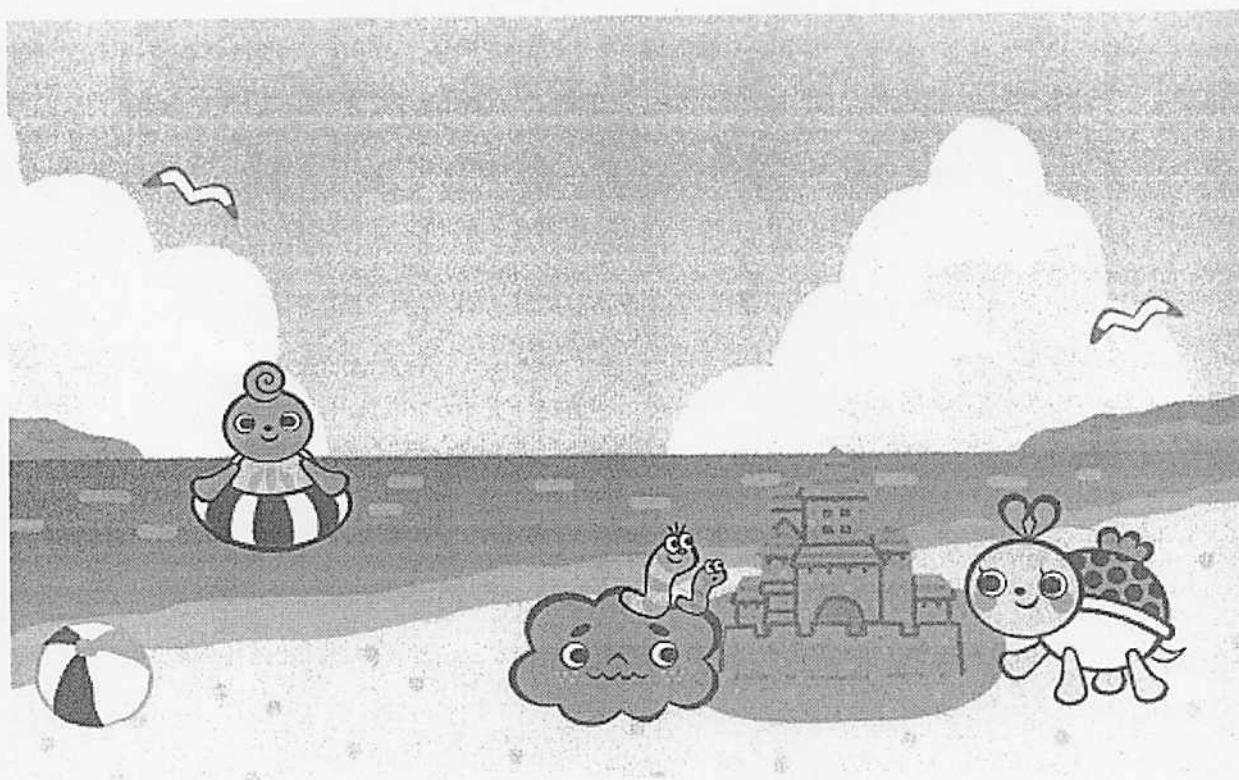
記

諮問事項 令和3年度一般廃棄物処理計画の策定

# 令和3年度小金井市一般廃棄物処理計画

～循環型都市『ごみゼロタウン小金井』を目指して～

(案)



令和3年4月1日

小金井市環境部ごみ対策課

# 目次

はじめに .....	1
計画の位置づけ .....	2
第1章 一般廃棄物処理計画の実施状況 .....	3
1. 令和元年（2019年）度までの一般廃棄物処理量 .....	3
2. 令和2年（2020年）度一般廃棄物処理計画に掲げた施策 .....	4
第2章 令和3年（2021年）度一般廃棄物処理計画 .....	9
1. 一般廃棄物処理計画 .....	9
2. 新型コロナウイルス感染症と「新しい生活様式」 .....	10
3. 施策の展開 .....	12
第3章 ごみ処理体制 .....	18
1. 家庭系一般廃棄物 .....	18
2. 事業系一般廃棄物 .....	22
第4章 ごみ処理施設等に関する事項 .....	25
1. 可燃ごみ処理施設 .....	25
2. 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設 .....	25
3. 不燃・粗大ごみ処理施設 .....	25
4. 最終処分場・エコセメント化施設 .....	25
第5章 動物の死体処理について .....	26
1. 市へ届け出るもの .....	26
2. 市が収集するもの .....	26
3. 処理方法 .....	26
第6章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について .....	27
1. 市が収集しない一般廃棄物について .....	27
2. 処理方法の変更 .....	27
3. 災害廃棄物について .....	27
第7章 生活排水処理について .....	28
1. 収集運搬 .....	28
2. 処理 .....	28

別紙 令和3年（2021年）度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図



## 発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

### はじめに

小金井市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間令和2～12年度。以下「基本計画」という。）を策定し、発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針として、「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指して取り組んでいます。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的として、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合において、令和2年4月から共同処理を行っています。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。

また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。施設の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、平成30年（2018年）3月に「小金井市清掃関連施設整備基本計画」を策定し、二枚橋焼却場跡地（東町）と中間処理場（貫井北町）を建設予定地として事業を進めています。二枚橋焼却場跡地には、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和3年度中の稼働開始を目指しています。また、中間処理場には、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設を整備し、令和6年度中の稼働開始を目指しています。建設予定地周辺住民及び関係者に感謝申し上げます。

循環型社会の形成を目指すとともに、市内外の各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層のごみの減量及び資源化に努めていくことが必要です。

一方、新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急かつ重大な社会情勢の変化がありました。令和元年末に新型コロナウイルス感染症の確認が発表されて以降、世界的に感染が拡大し続けており、国内においても令和2年4月7日から5月25までの間で緊急事態宣言が発出され、外出や経済活動の自粛等が求められました。緊急事態宣言が解除となった現在も感染拡大は続いており、感染対策として「新しい生活様式」※への移行を余儀なくされています。「新しい生活様式」では、マスクの着用や家庭での食事が推奨され、その影響により家庭系ごみが増加しています。

こうした状況を踏まえながら、基本計画に基づいて、市民・事業者・行政が一体と

なって発生抑制を最優先に取り組むことで、最大限のごみ減量を目指し、令和3年度一般廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定します。

※「新しい生活様式」とは、新型コロナウイルス感染症対策について、医学的見地から助言等を行うために国により開催された「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」が令和2年5月1日に公表した提言に基づき、同専門家会議により感染防止・感染拡大防止策を具現化し、整理されたものです。

実践例として、一人ひとりの基本的感染対策（身体的距離の確保やマスクの着用など）や、日常生活を営む上での基本的な生活様式（「密集・密接・密閉（3密）の回避」など）、日常生活の各場面別の生活様式、働き方の新しいスタイル（テレワークなど）などが挙げられています。

## 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定した基本計画を具体的に実施するために年度ごとに定める実施計画です。

## 第1章 一般廃棄物処理計画の実施状況

### 1. 令和元年（2019年）度までの一般廃棄物処理量

令和元年（2019年）度までの一般廃棄物処理量を以下に示します。

#### (1) 一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：t

	分別区分	H27	H28	H29	H30	R1
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	12,331	12,138	11,600	11,631	11,783
	燃やさないごみ	1,537	1,531	1,442	1,440	1,443
	プラスチックごみ	2,225	2,232	2,263	2,254	2,250
	粗大ごみ	906	914	900	918	1,011
	有害ごみ	37	38	39	40	42
	資源物	7,991	8,229	8,655	8,555	8,696
	集団回収	1,603	1,637	1,599	1,534	1,500
	小計	26,630	26,719	26,498	26,372	26,725
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	369	377	364	390	544
	燃やさないごみ	7	6	4	6	0
	小計	376	383	368	396	544
合計		27,006	27,102	26,866	26,768	27,269

※ 家庭系一般廃棄物とは、家庭系ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ）と資源物（古紙・布・空き缶・びんなど）と集団回収を合わせたごみ排出量です。

#### (2) 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：g/人・日

	分別区分	H27	H28	H29	H30	R1
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	286	279	265	263	263
	燃やさないごみ	36	35	33	33	32
	プラスチックごみ	52	51	52	51	50
	粗大ごみ	21	21	21	21	23
	有害ごみ	1	1	1	1	1
	資源物	185	189	198	193	194
	集団回収	37	38	37	35	34
	小計	617	614	605	596	597
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	9	9	8	9	12
	燃やさないごみ	0.2	0.1	0.1	0.1	0
	小計	9	9	8	9	12
合計		626	623	613	605	609

※ 四捨五入による表示をしているため、合計と一致しない場合があります。

## 2. 令和2年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

令和2年度一般廃棄物処理計画では、基本計画に基づき「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針として、ごみの減量及び資源化の推進に向け、優先して取り組む施策及び継続させて取り組む施策を掲げました。しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大による経済活動の自粛等により、施策の展開を一時休止、あるいは中止せざるを得ない状況となりました。

### (1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）、再使用の促進（リユース）、資源循環システムの構築（リサイクル）、分別・啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域における3Rの推進、事業活動における3Rの推進、行政における3Rの推進」という8の計画項目を定めて各施策の展開を図りましたが、一時休止、あるいは中止せざるを得ない状況にあったことから、ごみを出さない各施策を日常生活に定着させるための啓発活動を強化することに注力し、市報ごみ減量・リサイクル特集号やスマートフォン用ごみ分別アプリケーションのほか、ツイッターによる広報に取り組みました。

特に、計画項目の中でも重点的に取り組む項目として位置付けている、「5環境教育・環境学習の推進」について、ごみ減量キャラクターを利用するなど子どもにもわかりやすい啓発に努めることで、子どもから家庭に向けたごみ減量意識の広がりを目指しました。さらに、食品ロスの削減に関する取り組みとして、食品ロス削減月間について関係課と連携して啓発を行ったほか、事業所等における食品ロス削減への意識を高めると同時に市民への啓発を行う食品ロス削減推進協力店・事業所認定店の拡大を図りました。そのほか、家庭で余っている食品を集め、NPO法人や社会福祉協議会を通じてフードバンクや福祉施設に寄付するフードドライブ事業を引き続き実施するとともに、その啓発を強化し、アプリを活用した広報に努めました。

各施策の実施状況は、以下のとおりです。

施策表の表記については、【充実】、【強化】、【重点】と区分けしています。

【充実】…既存の枠組みの中での向上を伴う施策

【強化】…既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策

【重点】…強化の中でもより重点的に取り組むべき施策

具体的な取組に関しては、取組内容毎に記録を行い、次年度の処理計画に活用していきます。

計画項目	取組内容	具体的な取組 例	年度の活動指標
<b>1. ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）</b>			
	(1) 食品ロス削減の推進 <b>【重点】</b>	・食品ロス削減推進協力店・事業所の認定、フードドライブの実施 等	食品ロス量の把握のための組成分析の実施方法検討、食品ロス削減推進計画作成に向けた検討
	(2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進 <b>【強化】</b>	・水切りや自家処理に関する広報・啓発 等	キャンペーン方法の検討、認知度調査方法等の検討
	(3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進 <b>【強化】</b>	・レジ袋・ペットボトル等、使い捨て品の削減に関する広報・啓発 等	実態調査方法等の検討
	(4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発 <b>【強化】</b>	・リデュース全般に関する広報・啓発 等	啓発の実施、認知度調査方法等の検討
<b>2. 再使用の促進（リユース）</b>			
	(1) リユースルートの構築と円滑な運用の推進 <b>【重点】</b>	・リユース事業の在り方の検討 等	施設の設計及び運用方針の検討
	(2) くつ・かばん類の有効活用の推進 <b>【強化】</b>	・くつ・かばん類の拠点回収実施 等	拠点回収方法・場所等の変更検証
	(3) リユース食器の有効活用 <b>【充実】</b>	・リユース食器の無料貸し出し 等	貸出実態把握
	(4) リユース活動を推進するための周知・啓発 <b>【充実】</b>	・リユース全般に関する広報・啓発 等	啓発の実施・認知度調査方法等の検討
<b>3. 資源循環システムの構築（リサイクル）</b>			
	(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用の推進 <b>【強化】</b>	・コンタクトレンズ空ケースの回収 ・リサイクル全般に関する広報・啓発 等	リサイクル可能な品目の抽出検証
	(2) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進 <b>【充実】</b>	・生ごみ減量化処理機器使用状況調査の実施 ・補助制度の見直しの検討 等	使用状況調査方法の検討、補助制度の現状整理・課題の抽出
	(3) 生ごみ資源化施策の推進 <b>【重点】</b>	・生ごみ投入リサイクル事業の実施 ・新たな資源循環施策の調査・研究 等	生ごみ投入リサイクル事業の内容の検証・課題の抽出、

計画項目	取組内容	具体的な取組 例	年度の活動指標
			新たな資源循環施策の検討
<b>4. 分別・啓発活動の強化</b>			
	(1)正しい分別方法の周知と徹底 <b>【強化】</b>	・ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリケーションの広報・啓発 等	啓発の実施、認知度調査方法等の検討
	(2)清掃指導員による分別指導の徹底 <b>【強化】</b>	・戸別訪問による分別指導実施 等	分別指導の実施
	(3)わかりやすさを重視した啓発の強化 <b>【強化】</b>	・ごみ減量キャラクターを使用した啓発 ・ツイッターの活用 ・リーフレットの作成 等	啓発の実施、認知度調査方法等の検討
	(4)転入者を対象とした啓発の強化 <b>【強化】</b>	・ごみ・リサイクルカレンダーの配布 ・集合住宅を管理している不動産会社との連携 ・YouTubeを活用した啓発の検討 等	啓発の実施、認知度調査方法等の検討
	(5)施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化 <b>【重点】</b>	・既存の枠組みを活用した「見える化」事業展開に向けた検討 等	見える化対象事業の選定・実施
<b>5. 環境教育・環境学習の推進</b>			
	(1)小・中学校を対象とした環境教育の推進 <b>【重点】</b>	・ごみ・リサイクルカレンダー用ポスターの掲示 ・ワークショップの内容検討 ・子ども向け啓発の内容検討 等	ワークショップの内容検討、満足度調査方法等の検討
	(2)町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進 <b>【重点】</b>	・出張講座・講習会の内容検討 ・施設見学会の実施 等	出張講座・施設見学会等の実施、認知度調査方法等の検討
<b>6. 地域における3Rの推進</b>			
	(1)ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 <b>【重点】</b>	・ごみゼロ化推進員に関する広報・啓発 ・ごみゼロ化推進会議の開催支援 等	制度上の課題抽出・課題の検討
	(2)集団回収事業の支援と周知 <b>【強化】</b>	・集団回収に関する広報・啓発 等	事業の継続支援及び啓発の実施、認知度調査方法等の検討
	(3)商工会及び包括連携協定 <b>【強化】</b>	・学芸大学との連携による啓発物の作成	満足度調査方法等



計画項目	取組内容	具体的な取組 例	年度の活動指標
	締結団体などとの連携の強化	・セブンイレブンと連携し、ペットボトル自動回収機を設置 等	の検討
<b>7. 事業活動における3Rの推進</b>			
	(1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 <b>【強化】</b>	・搬入物の抜き打ち検査及び個別指導 ・個別指導の実施 等	個別指導の実施
	(2)事業系ごみの発生抑制の推進 <b>【重点】</b>	・個別指導の実施 等	事業系ごみの排出動向把握
	(3)中小規模事業者に対する分別指導の実施 <b>【強化】</b>	・個別指導の実施 等	個別指導の実施
	(4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 <b>【強化】</b>	・個別指導の実施 等	個別指導の実施
	(5)認定事業所の周知と拡大 <b>【強化】</b>	・認定事業に関する広報・啓発 ・事業所の認定 等	啓発の実施、認知度調査方法等の検討
	(6)店頭回収の推進 <b>【強化】</b>	・セブンイレブンと連携したペットボトル自動回収機設置の検討 ・店頭回収に関する広報・啓発 等	啓発の実施、認知度調査方法等の検討
<b>8. 行政における3Rの推進</b>			
	(1)市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 <b>【重点】</b>	・小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画の策定とそれに基づく小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定 等	ごみゼロ化行動実施計画の策定
	(2)効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施 <b>【充実】</b>	・組成調査の実施 等	組成調査の実施
	(3)環境負荷低減の推進 <b>【充実】</b>	・低公害車導入の推進 ・グリーン購入の推進 等	低公害車の順次導入

## (2) 安全・安心・安定的な適正処理の推進

安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進、安全・安心・安定的な処理・処分の推進、廃棄物処理を支える体制の確立」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画 項目	取組内容	具体的な取組 例
<b>1. 安心・安全・安定的な収集・運搬の推進</b>		
	(1) 安心・安全・安定的な収集・運搬体制の確保 【充実】	・収集運搬体制の確保 等
	(2) ふれあい収集体制の推進 【充実】	・ふれあい収集の実施 等
<b>2. 安心・安全・安定的な処理・処分の推進</b>		
	(1) 安心・安全・安定的な処理・処分体制の確保 【充実】	・処理・処分体制の確保 等
	(2) 中間処理量・最終処分量の削減 【充実】	・計画項目1の履行による中間処理量・最終処分量の削減 等
	(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 【充実】	・広報媒体を活用した最新情報の提供 ・専門業者との情報交換 等
	(4) 不法投棄防止体制の確立 【充実】	・啓発看板（不法投棄厳禁、犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応 ・定期的なパトロールの実施 等
	(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施 【充実】	・組成分析の実施 等
<b>3. 廃棄物処理を支える体制の確立</b>		
	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 【強化】	・3市ごみ減量推進市民会議への参画 等
	(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 【強化】	・綿密な連携による情報の共有 等
	(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化 【強化】	・綿密な連携による情報の共有 等
	(4) 清掃関連施設の整備 【強化】	・中間処理施設を含む清掃関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進 等
	(5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 【強化】	・災害時体制の整備 ・「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集・運搬業者と継続して締結 等
	(6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 【充実】	・コストの管理 ・情報の公開 等
	(7) 環境基金の有効活用 【充実】	・環境基金の有効活用 等



## 第2章 令和3年（2021年）度一般廃棄物処理計画

### 1. 一般廃棄物処理計画

本年度及び令和12年（2030年）度における一般廃棄物処理計画（量）を、以下に示します。

#### （1）一般廃棄物処理計画（量）

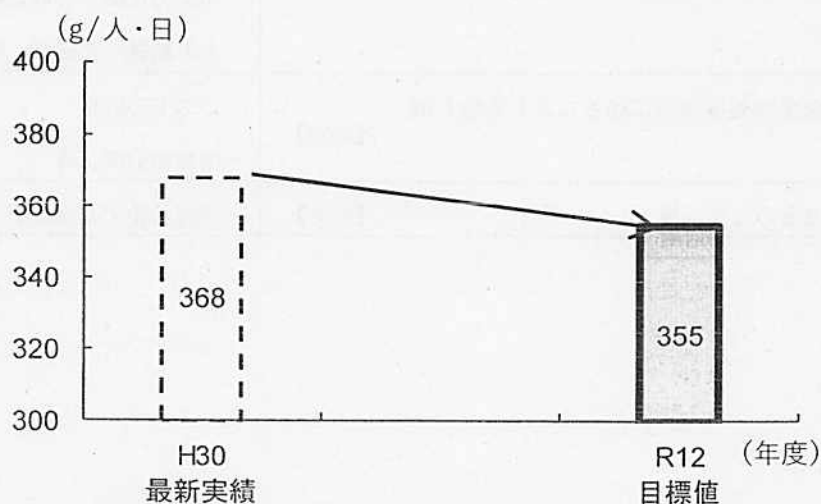
単位：t

	分別区分	R1（参考）	R3	R12
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	11,783	後日提出予定	11,045
	燃やさないごみ	1,443		1,399
	プラスチックごみ	2,250		2,253
	粗大ごみ	1,011		917
	有害ごみ	42		40
	資源物	8,696		8,762
	集団回収	1,500		1,533
	小計	26,725		25,950
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	544		2,379
	燃やさないごみ	0		6
	小計	544	2,385	
合計		27,269		28,335

※ 四捨五入により表示をしているため、合計と一致しない場合があります。

#### （2）目標値（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）

基本計画においては、家庭系一般廃棄物（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物、集団回収）から資源物と集団回収を除いた市民1人1日当たりの「家庭系ごみ排出量」を目標値として設定しています。



## 2. 新型コロナウイルス感染症と「新しい生活様式」

令和元年末に新型コロナウイルス感染症の確認が発表されて以降、世界的に感染が拡大し続けており、感染対策と感染拡大予防対策として「新しい生活様式」への移行を余儀なくされています。新型コロナウイルス感染症感染拡大以前の廃棄物と、「新しい生活様式」への移行後では、廃棄物の量や種類にも変化が見られており、取扱いに関して細心の注意を払う必要があります。

廃棄物の処理は市民生活を維持するために不可欠であるため、感染症の感染拡大時にあっても、可能な限り収集・運搬・処理を継続しなければなりません。そのためには、市民・事業者・行政が一丸となり、感染症対策を進めることが重要です。

### (1) 廃棄物の量と種類

「新しい生活様式」により、一般家庭や事業所などから、使用済みのマスク等が多く排出されるようになります。また、外出自粛等の影響から、弁当などのプラスチック製品が多く排出され、家庭から排出されるごみが増加する一方、事業者から排出されるごみは減少する傾向がみられます。感染が拡大するに伴い、軽症あるいは無症状感染者による感染性廃棄物の発生・増加が考えられます。

### (2) 廃棄物排出時の取組

廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策は以下のとおりです。これらの取組を実践することで、感染拡大を予防することができます。

	取組内容
排出時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ袋はしっかり縛って封をする（散乱せず、運びやすいため）</li> <li>・ごみ袋の空気を抜いて出す（収集時の袋の破裂を防止するため）</li> <li>・生ごみの水切りをする（ごみの減量のため）</li> <li>・普段からごみの減量を心がける（ごみの減量のため）</li> <li>・分別・収集ルールの確認（普段と異なる分別・収集になっている場合があるため）</li> </ul>
	<p>【感染した方や、その疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ箱にごみ袋をかぶせ、一杯になる前に早めに捨てる</li> <li>・ごみに直接接触することのないよう、しっかり縛って出す（ごみが袋の外側に触れた場合や、袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にする）</li> <li>・ごみを捨てたあとは、しっかり手を洗う</li> </ul>

収集運搬時	<p>【作業前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理・体調把握の実施</li> <li>・密集・密接・密閉（3密）の回避</li> <li>・手袋、ゴーグル、マスク等の防護具の適切な着用</li> <li>・肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用</li> </ul>
	<p>【作業中・休憩中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素手でごみ・手袋の外面・顔に触らない</li> <li>・こまめに消毒をする</li> <li>・車の換気を行い、複数人乗る場合には必ずマスクを着用する</li> <li>・休憩の際の密集・密接・密閉（3密）の回避</li> </ul>
	<p>【作業後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒・洗浄の徹底</li> <li>・手洗いの徹底</li> <li>・着替え時等の注意（作業着や防護具を外すとき 等）</li> </ul>
処理作業時	<p>【作業前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理・体調把握の実施</li> <li>・換気と密集・密接・密閉（3密）の回避</li> <li>・手袋、ゴーグル、マスク等の防護具の適切な着用</li> <li>・肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 等</li> </ul>
	<p>【作業中・休憩中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・素手でごみ・手袋の外面・顔に触らない</li> <li>・選別ライン等での対面作業を避ける</li> <li>・こまめに消毒をする</li> <li>・車の換気を行い、マスクなしで近距離での会話等は控える</li> <li>・休憩の際の密集・密接・密閉（3密）の回避 等</li> </ul>
	<p>【作業後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒・洗浄の徹底</li> <li>・手洗いの徹底</li> <li>・着替え時等の注意（作業着や防護具を外すとき 等） 等</li> </ul>

※処理作業時には様々な作業工程があるため、ここでは一例を挙げています。

### 3. 施策の展開

令和3年度は、基本計画に基づき、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針としたうえで、「新しい生活様式」を取り入れて各施策の展開を図ります。

基本方針「発生抑制を最優先とした3Rの推進」では、「ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）」、「再使用の促進（リユース）」、「資源循環システムの構築（リサイクル）」、「分別・啓発活動の強化」、「環境教育・環境学習の推進」、「地域における3Rの推進」、「事業活動における3Rの推進」、「行政における3Rの推進」の8つを計画項目として定め、取組を展開します。

基本方針「安全・安心・安定的な適正処理の推進」では、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進」、「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」、「廃棄物処理を支える体制の確立」の3つを計画項目として定め、取組を展開します。

#### (1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

本市の長年にわたる重要な課題であった可燃ごみの処理については、令和2年（2020年）4月から日野市、国分寺市とともに、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において共同処理がはじまりました。また、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、新施設の整備を進めており、令和3年度中の運営開始を目指しています。各処理施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するために、引き続きごみ減量と資源化に取り組むことが必要です。

新しい生活様式により家庭で過ごす時間が増えたことで、家庭ごみが増加傾向となっています。ごみの減量と資源化を進めるためには、ごみや環境への関心が低い人や転入者の意識向上を図るとともに、取組への参加を促す対策を強化し、支援することが重要です。また、ごみ減量や分別に関心があり、既に取り組んでいる人に対しても、さらに減量化を進めることができるよう様々な支援を行わなければなりません。

また、マスクなど感染の恐れがあるごみが無造作に捨てられていることは、不法投棄のみならず感染拡大にも繋がることから、感染性廃棄物の排出方法についても周知と徹底が必要です。

他者と一定の距離を保つソーシャルディスタンスが求められていることから、イベントや見学会等に制限が課せられている中、効果的に施策を進めるためには、様々な手段を利用して、啓発活動を充実していくことが重要です。

また、事業者にも働きかけを行い、分別の必要性とごみの減量に向けた意識改革を行うことが必要です。

基本計画では、本市における課題を踏まえ、各取組内容を「充実」、「強化」、「重点」に区分しています。各計画項目において、特に重点的に取り組むべき施策を「重点」と位置づけ、これらの施策については、積極的に施策の展開を図ります。重点と位置づけた取組内容には、ごみになるものを元から減らし資源を有効活用するために、本来食べられるのにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス）の削減を推進する「食品ロス削減の推進」などがあります。また、計画項目「環境教育・環境学習の推進」については、マイクロプラスチックを始めとして社会問題となっているプラスチックごみや、分別の必要性など、ごみの減量化への意識改革に向けた啓発は特に重要であるとして、計画項目全体を重点と位置づけ施策の展開を図ります。

令和3年度に取り組む各施策については、次のとおりです。

施策表の表記については、【充実】、【強化】、【重点】と区分けしています。

【充実】…既存の枠組みの中での向上を伴う施策

【強化】…既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策

【重点】…強化の中でもより重点的に取り組むべき施策

具体的な取組に関しては、取組内容毎に記録を行い、次年度の処理計画に活用していきます。

計画項目	取組内容	具体的な取組 例	年度の活動目標
<b>1. ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）</b>			
	(1) 食品ロス削減の推進 【重点】	・学習機会の提供、フードドライブの実施 ・食品ロス削減推進計画策定検討 等	食品ロス対象ごみ量の把握
	(2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進 【強化】	・水切りや自家処理に関する広報・啓発 等	水切り・自家処理認知度の向上
	(3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進 【強化】	・レジ袋・ペットボトル等、使い捨て品の削減に関する広報・啓発 等	レジ袋受け取り実態の把握
	(4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発 【強化】	・リデュース全般に関する広報・啓発 等	市民意識の向上
<b>2. 再使用の促進（リユース）</b>			
	(1) リユースルートの構築と円滑な運用の推進 【重点】	・リユース事業の選定	リユース事業の確立
	(2) くつ・かばん類の有効活用の推進 【強化】	・くつ・かばん類の拠点回収実施 等	拠点回収方法・場所等の検討
	(3) リユース食器の有効活用 【充実】	・リユース食器の無料貸し出し 等	貸出件数の増加方法の検討、試行



計画項目	取組内容	具体的な取組 例	年度の活動目標
	(4)リユース活動を推進するための周知・啓発 【充実】	・リユース全般に関する広報・啓発 等	リユース施策認知度の向上
<b>3. 資源循環システムの構築 (リサイクル)</b>			
	(1)リサイクルルートの構築と円滑な運用の推進 【強化】	・効率的な資源化ルートの検討 ・リサイクル全般に関する広報・啓発 等	リサイクル可能品目の検討、試行
	(2)生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進 【充実】	・生ごみ減量化処理機器使用状況調査の実施 ・補助制度の見直しの検討 等	調査結果の整理、課題抽出、見直し検討
	(3)生ごみ資源化施策の推進 【重点】	・生ごみ投入リサイクル事業の実施 ・新たな資源循環施策の調査・研究 等	課題の検討・試行、新たな施策の選定・試行・準備
<b>4. 分別・啓発活動の強化</b>			
	(1)正しい分別方法の周知と徹底 【強化】	・ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリケーションの広報・啓発 等	認知度調査方法等の確立
	(2)清掃指導員による分別指導の徹底 【強化】	・戸別訪問による分別指導実施 等	分別指導の強化
	(3)わかりやすさを重視した啓発の強化 【強化】	・ごみ減量キャンペーンの実施 ・イベントへの出展 等	認知度の向上
	(4)転入者を対象とした啓発の強化 【強化】	・ごみ・リサイクルカレンダーの配布 ・集合住宅を管理している不動産会社との連携 ・転入者用チラシの配布 等	啓発方法の見直し検討、試行
	(5)施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化 【重点】	・既存の枠組みを活用した「見える化」事業の展開 等	「見える化」事業の強化
<b>5. 環境教育・環境学習の推進</b>			
	(1)小・中学校を対象とした環境教育の推進 【重点】	・ワークショップの実施 ・環境教育の実施 等	実施回数の増加、満足度の把握
	(2)町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進 【重点】	・出張講座・講習会の実施 ・施設見学会の実施 等	実施回数の増加、満足度の把握
<b>6. 地域における3Rの推進</b>			
	(1)ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 【重点】	・ごみゼロ化推進会議の開催支援 ・制度見直しに向けた協議	制度見直し検討

計画項目	取組内容	具体的な取組 例	年度の活動目標
	(2) 集団回収事業の支援と周知 【強化】	・ 集団回収に関する広報・啓発 等	団体数の増加に向けた広報の強化
	(3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化 【強化】	・ 出張講座・講習会の実施 等	実施回数の増加
<b>7. 事業活動における 3R の推進</b>			
	(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 【強化】	・ 個別指導の実施 等	個別指導の強化
	(2) 事業系ごみの発生抑制の推進 【重点】	・ 個別指導の実施 等	排出状況の把握、個別指導の強化
	(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施 【強化】	・ 個別指導の実施 等	排出状況の把握、個別指導の強化
	(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 【強化】	・ 個別指導の実施 等	排出状況の把握、個別指導の強化
	(5) 認定事業所の周知と拡大 【強化】	・ 認定事業に関する広報・啓発 等	事業所数の増加に向けた啓発の強化
	(6) 店頭回収の推進 【強化】	・ 店頭回収に関する広報・啓発 等	店舗数の増加に向けた啓発の強化
<b>8. 行政における 3R の推進</b>			
	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 【重点】	・ 小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定 等	排出量削減に向けた取組の強化
	(2) 効果的な 3R を推進するための組成分析及び調査・研究の実施 【充実】	・ 組成調査の実施 等	資源化に向けた分別状況の把握、検討
	(3) 環境負荷低減の推進 【充実】	・ 低公害車導入の推進 ・ グリーン購入の推進 等	低公害車未導入の事業者に対する働きかけの強化

ごみ量削減に向けた取組事例

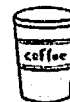
○マイバッグの利用  
(レジ袋Lサイズ1枚: 約7g)



○ばら売り・量り売りの利用  
○店頭回収の利用  
(トレイ1枚: 約3g)



○マイボトルの利用  
(テイクアウト用コーヒー  
紙コップ1個: 約12g)



(ペットボトル1本 (500mL)  
: 約18g)





## (2) 安心・安全・安定的な適正処理の推進

安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、「安心・安全・安定的な収集・運搬の推進、安心・安全・安定的な処理・処分の推進、廃棄物処理を支える体制の確立」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目	取組内容	具体的な取組 例
<b>1. 安心・安全・安定的な収集・運搬の推進</b>		
	(1) 安心・安全・安定的な収集・運搬体制の確保 【充実】	・収集運搬体制の確保 等
	(2) ふれあい収集体制の推進 【充実】	・ふれあい収集の実施 等
<b>2. 安心・安全・安定的な処理・処分の推進</b>		
	(1) 安心・安全・安定的な処理・処分体制の確保 【充実】	・処理・処分体制の確保 等
	(2) 中間処理量・最終処分量の削減 【充実】	・計画項目1の履行による中間処理量・最終処分量の削減 等
	(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 【充実】	・広報媒体を活用した最新情報の提供 ・専門業者との情報交換 等
	(4) 不法投棄防止体制の確立 【充実】	・啓発看板(不法投棄厳禁、犬のフン禁止)の配布・設置など個別案件への対応 ・定期的なパトロールの実施 等
	(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施 【充実】	・組成分析の実施 等
<b>3. 廃棄物処理を支える体制の確立</b>		
	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 【強化】	・3市ごみ減量推進市民会議への参画 等
	(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 【強化】	・綿密な連携による情報の共有 等
	(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化 【強化】	・綿密な連携による情報の共有 等
	(4) 清掃関連施設の整備 【強化】	・中間処理施設を含む清掃関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進 等
	(5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 【強化】	・災害時体制の整備 ・「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集・運搬業者と継続して締結 等
	(6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 【充実】	・コストの管理 ・情報の公開 等
	(7) 環境基金の有効活用 【充実】	・環境基金の有効活用 等

### 第3章 ごみ処理体制

#### 1. 家庭系一般廃棄物

##### (1) 戸別収集（回収）

家庭から排出される一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス・せともの・小型家電製品など	2週に1回/委託	指定収集袋（青）	
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	乾電池・蛍光管（電球型含む）・水銀体温計・ライター類	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	古紙・布	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る
		ざつがみ、雑誌・本	週1回/委託	ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる 雑誌・本 紙ひもで縛る
		段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る
紙パック		週1回/委託	紙ひもで縛る	

分別区分	内容	回数/体制	排出方法
	シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	枝木・ 雑草類・ 落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る 雑草類・落ち葉 45リットル以内の 透明又は半透明の袋
	生ごみ 乾燥物	週1回/直営	<申込制> 指定専用容器に入れる

## (2) 拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	週1回/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	週3回/委託
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	週2回/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営

※ 上記のほかには地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。

(3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法は、以下のとおりです。

分別区分	中間処理		最終処理(処分)
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	焼却処理 (一部事務組合)		浅川清流環境 組合可燃ごみ 処理施設 焼却灰をエコセメント化 (一部事務組合)
燃やさない ごみ	破碎・ 選別 (委託)	金属・破碎後の プラスチック 類、小型家電製 品など	中間処理場
			鉄・アルミなど金属を資源化 (民間処理施設)
			破碎後のプラスチック類などをケミ カルリサイクル又はサーマルリサイ クル(民間処理施設)
プラスチック ごみ	積替・ 選別 (委託)	容器包装リサイ クル法対象の廃 プラスチック	民間処理施設
		容器包装リサイ クル法対象外の 廃プラスチック	容器包装リサイクル法対象の廃プラ スチックを資源化(公益財団法人日 本容器包装リサイクル協会)
粗大ごみ (可燃系)	破碎・ 選別 (委託)	木質家具など	民間処理施設
			容器包装リサイクル法対象外の廃プラ スチックを焼却後エコセメント化 (一部事務組合)
粗大ごみ (不燃系)	破碎・ 選別 (委託)	上記以外の後古 素材・金属・破 碎後のプラスチ ック類など	民間処理施設
			木質家具などをサーマルリサイクル (民間処理施設)
			エコセメント化(一 部事務組合)
有害ごみ	破碎・選別(委託)		中間処理場
びん	破碎・選別(委託)		民間処理施設
スプレー缶	ガス抜き・選別・破碎 (委託)		中間処理場
空き缶	選別・プレス(委託)		空缶・古紙等 処理場
金属	選別(委託)		空缶・古紙等 処理場
ペットボトル	選別・プレス(委託)		空缶・古紙等 処理場
古紙			資源化(民間処理施設)
布	選別(委託)		空缶・古紙等 処理場
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別(委託)		民間処理施設
生ごみ乾燥物	積替・保管(直営)		空缶・古紙等 処理場

令和3年度版に差替予定

分別区分	中間処理		最終処理(処分)
	処理方法	処理場所	
トレイ	選別(委託)	民間処理施設	資源化(民間処理施設)
ペットボトル キャップ			資源化(NPO法人に寄付)
くつ・ かばん類	選別(直営)	空缶・古紙等 処理場	資源化(民間処理施設)
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化(民間処理施設)



## 2. 事業系一般廃棄物

### (1) 事業活動における3Rの推進

事業者は、自らの責任においてごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、事業活動において、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組まなければなりません。製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それらがごみとなった場合、適正処理が困難にならないような取組が必要です。また、リサイクル推進協力店や食品ロス削減推進協力店を目指し、レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、トレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収などに取り組むことが重要です。

### (2) 排出方法

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定により許可を受けた小金井市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、以下のとおりです。

許可業者名	所在地	電話番号
(株)アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667	046-280-1112
(株)東緑化	八王子市犬目町 1077-6	042-654-2075
栄晃産業(株)	三鷹市牟礼 1-11-15	0422-48-2235
エコ丸信(株)	武蔵村山市伊奈平 2-27-5	042-520-8881
エルエス工業(株)	渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	03-5410-3627
(株)遠藤商会	埼玉県川越市大字下赤坂 627-7	049-266-9437
(株)加藤商事	狛江市東野川 2-14-2	03-3480-5111
関東緑花(株)	立川市栄町 4-2-44	042-522-4101
(株)木下フレンド	埼玉県所沢市東所沢和田 3-1-10	04-2944-3737
(株)光栄和	国立市富士見台 1-14-2	042-574-9600
近野 正志	小平市花小金井 7-2-8	042-341-7037
斎藤商事(株)	西東京市東伏見 4-9-10	042-465-8548
相模原紙業(株)	神奈川県相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508
(有)さとみ企画	府中市住吉町 3-52-6	042-363-6228
(株)サムズ	千葉県松戸市松飛台 286-5	047-387-0142
(株)サン・エクスプレス	国分寺市並木町 3-7-2	042-329-4320
志賀興業(株)	三鷹市新川 4-1-11	0422-47-1414
(株)植寿園	府中市朝日町 1-20	042-365-6253

許可業者名	所在地	電話番号
(株)総合整備	杉並区上荻 1-22-8	03-5347-2910
太誠産業(株)	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル	03-3989-0098
高杉商事(株)	小平市上水本町 4-8-12	042-321-2682
(株)田邊商店	立川市一番町 5-5-1	042-520-0075
(株)調布清掃	調布市深大寺東町 5-8-1	042-485-1166
(株)トーホークリーン	渋谷区東 4-9-18-204	03-5466-8923
(株)トリデ	府中市西原町 4-17-53	042-576-9750
中川産業(株)	立川市富士見町 1-2-6	042-529-3491
(株)根本造園	東久留米市南町 1-5-4	042-461-8142
比留間運送(株)	武蔵村山市中央 2-18-3	042-565-1336
福田幸夫 (福田商会)	小金井市貫井北町 1-7-33 (福田商会事務所)	042-382-1230
(株)フクヤサービス	調布市富士見町 1-8-56	042-488-4469
(有)古川新興	府中市是政 3-65-1	042-365-2231
(株)武蔵野	中野区弥生町 2-50-8	03-5340-7647
(有)屋満登興業	三鷹市中原 2-14-10	0422-49-3503
(株)吉野清掃	調布市布田 5-24-1	042-483-6259

※ 令和元年12月末現在

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業系一般廃棄物を事業用指定収集袋を使用して排出することができます。粗大ごみについては、市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物と併せて収集(回収)していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分、排出方法は、次のとおりです。

分別区分		排出方法
燃やすごみ		事業用指定収集袋（赤）（紙おむつ含む。）
燃やさないごみ		事業用指定収集袋（青）
プラスチックごみ		事業用指定収集袋（青）
粗大ごみ		市では収集していません
有害ごみ		事業用指定収集袋（青）
資源物	びん	
	スプレー缶	
	空き缶	
	金属	
	ペットボトル	
	布	
	古紙	家庭から通常排出される程度の量を排出することができる (例)・シュレッダー紙（45L 以内の透明又は半透明の袋、1 回に 2 袋まで） ・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、1 回に 5 枚程度まで）
枝木・雑草類・ 落ち葉	3 束（袋）まで排出することができる <u>枝木</u> ：ひもで縛る、 <u>雑草類</u> ：透明又は半透明の袋、 <u>落ち葉</u> ：透明又は半透明の袋	

### (3) 適正処理方法

事業所から排出される一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬させ、市長が指定した場所もしくは一般廃棄物処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県寄居町）、株式会社アルフォ（大田区）、パイオエナジー株式会社（大田区）、株式会社ジェイ・アール・エス（埼玉県所沢市）、有限会社ブライトピック（千葉県旭市）、株式会社フジコー（千葉県白井市）、エルエス工業株式会社（栃木県那須塩原市）、太誠産業株式会社（江東区、神奈川県愛川町）、株式会社 J パイオフードリサイクル（神奈川県横浜市）、株式会社アクト・エア（神奈川県愛川町）など）にて適正に処理しなければなりません。



## 第4章 ごみ処理施設等に関する事項

### 1. 可燃ごみ処理施設

本市の可燃ごみについては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）において、令和2年（2020年）4月から共同処理を行っています。

- (1) 施設名称：浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設
- (2) 所在地：東京都日野市石田1-210-2
- (3) 処理能力：約228t/日（全連続燃焼式ストーカ炉）

### 2. 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設

平成29年度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚橋焼却場跡地に、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和3年（2021年）度中の稼働を予定しております。

- (1) 施設名称：(仮称) 小金井市不燃・粗大ごみ積替え・保管施設
- (2) 所在地：小金井市東町1丁目198番地3他

### 3. 不燃・粗大ごみ処理施設

燃やさないごみと粗大ごみを破碎・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度及び平成19年度に臭気対策を第一義におおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行いました。昭和61年12月の稼働以来30年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでおります。このことから、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、令和4年度以降に施設を解体した後に、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設を整備し、令和6年（2024年）度中の稼働開始を目指しています。

- (1) 施設名称：小金井市中間処理場
- (2) 所在地：小金井市貫井北町1-8-25
- (3) 処理能力：30t/5h（型式：高速回転複合式堅型破碎機）

### 4. 最終処分場・エコセメント化施設

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年（2006年）から稼働している東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルすることで、二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。なお、平成30年（2018年）度以降は、構成団体が埋立ごみの搬入を行っていません。

- (1) 施設名称：ニッ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

## 第5章 動物の死体処理について

### 1. 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

### 2. 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) 飼い主不明の犬、猫などの死体（公有地にあるものに限る。）

### 3. 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

## 第6章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

### 1. 市が収集しない一般廃棄物について

(1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

(家電リサイクル法に基づき販売店により回収)

### (2) パソコン

(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収または、資源有効利用促進法の認定事業者による宅配回収)

### (3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの

ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂(燃やせる素材のものは除く。)、フロンガスを使用している製品など

(危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理)

### (4) オートバイ

(メーカーにより自主回収)

### (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針

(市内薬局により自主回収)

### 2. 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

### 3. 災害廃棄物について

「小金井市災害廃棄物処理計画」にて、がれきの仮置き場に関する考え方を示しています。

## 第7章 生活排水処理について

### 1. 収集運搬

生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

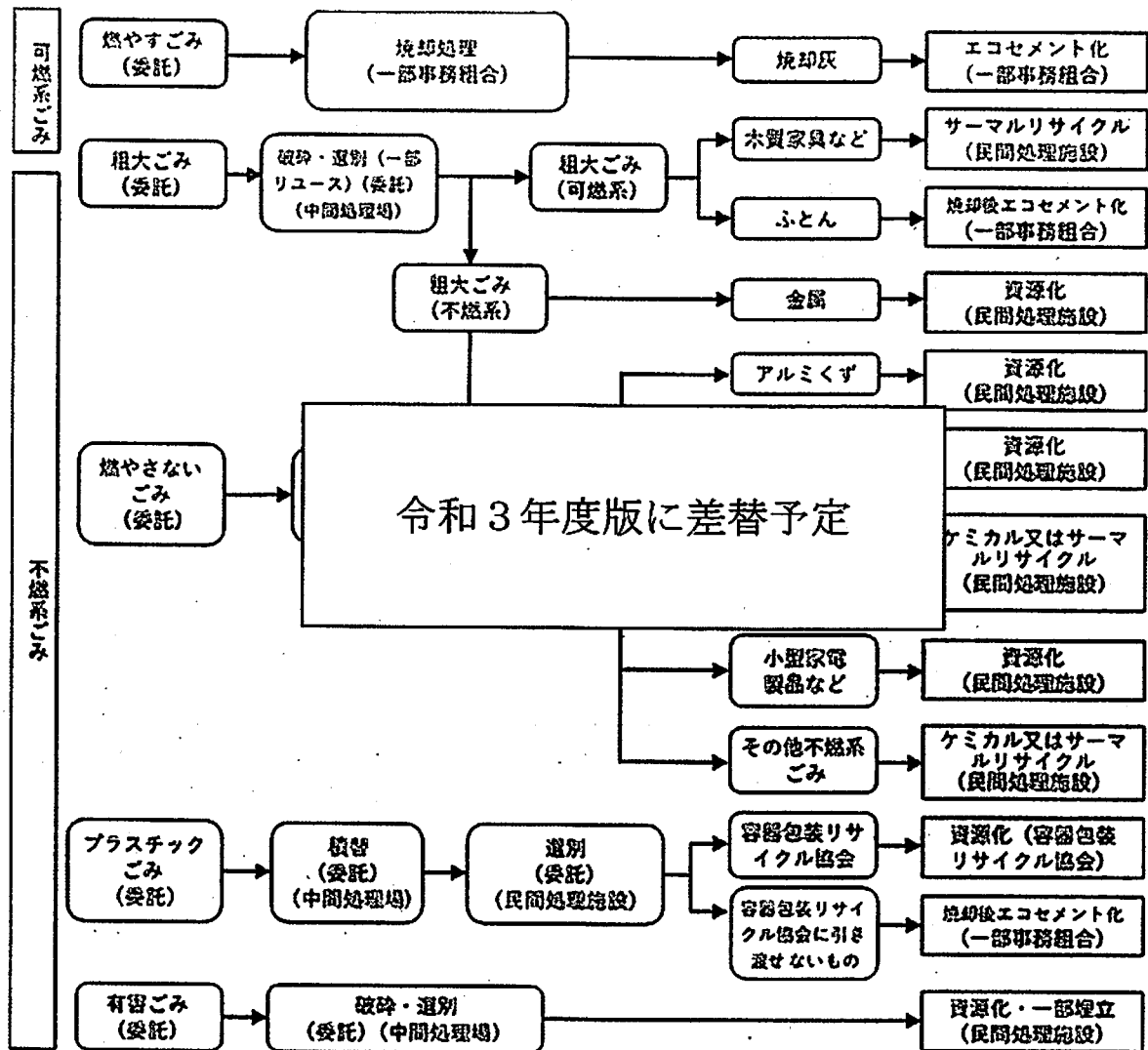
し尿及び 浄化槽汚泥	収集運搬 推計量 (KL/年)	収集地域	収集回数	収集方法
	107	市内全域	随 時	バキューム車による収集(委託)

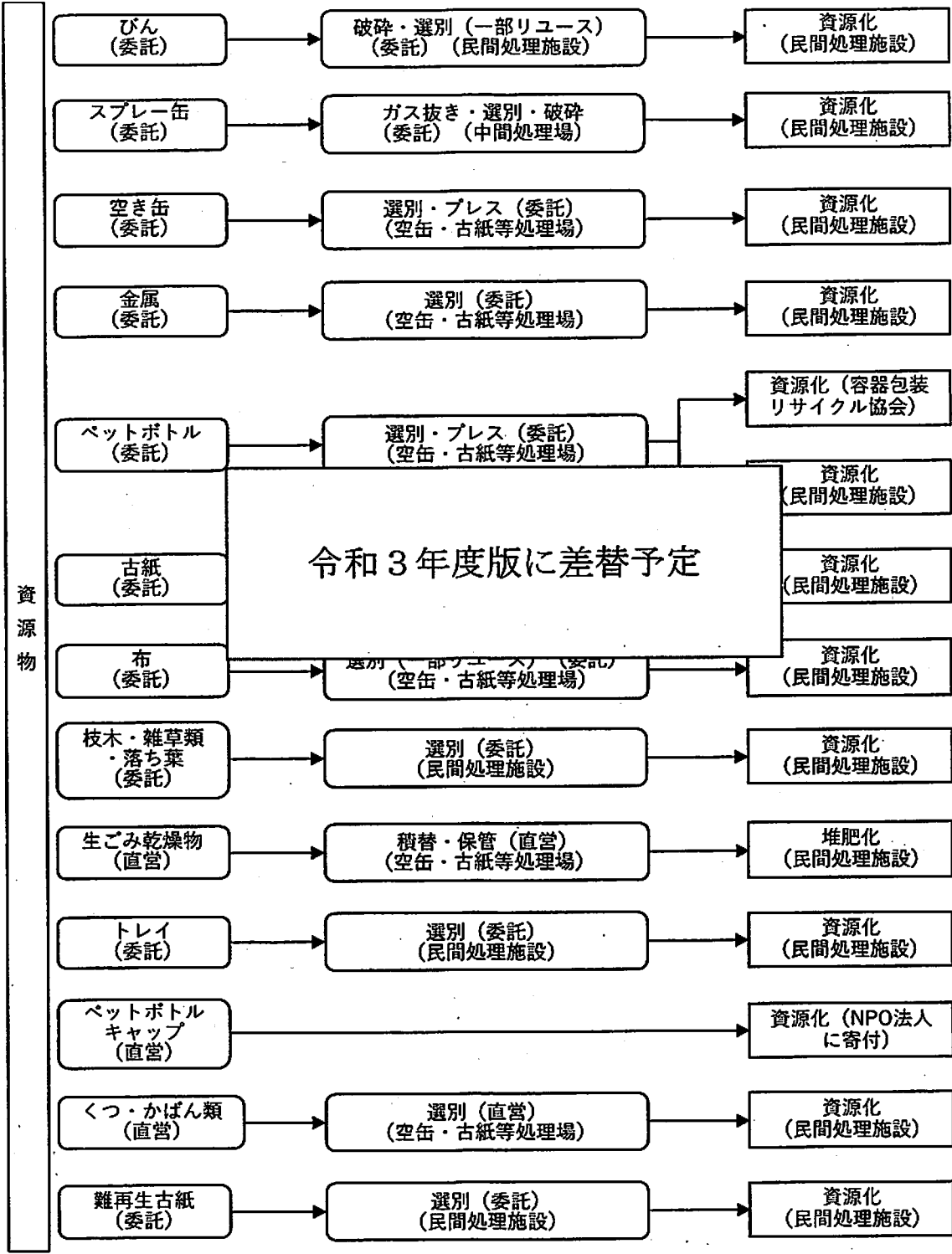
### 2. 処理

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理します。構成市における公共下水道の普及に伴い、湖南衛生組合し尿処理施設への、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

- (1) 施設名称：湖南衛生組合し尿処理施設
- (2) 所在地：武蔵村山市大南5-1
- (3) 処理能力：4.1KL/日
- (4) 処理方式：前処理希釈方式

別紙 令和3年(2020年)度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図





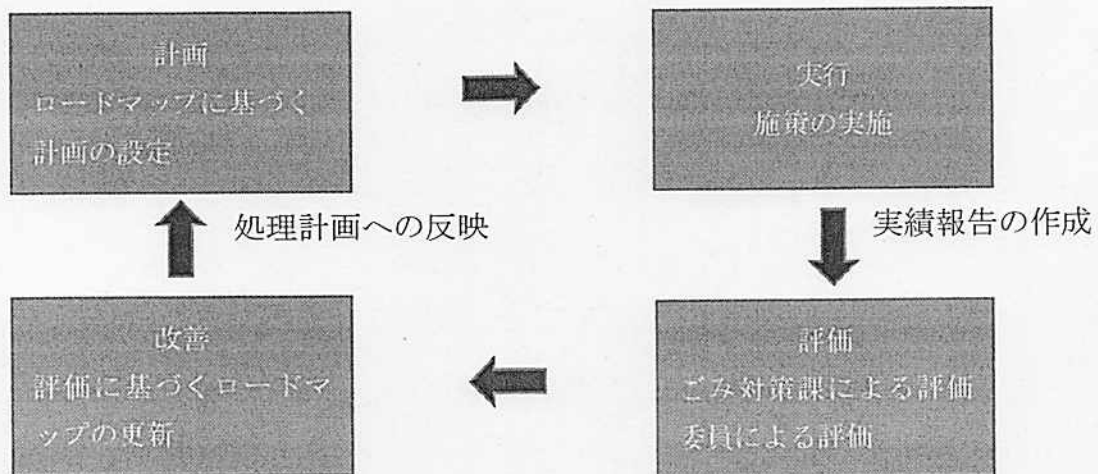
## 一般廃棄物処理計画におけるロードマップについて

## 1 目的

一般廃棄物処理計画は、法律により義務付けられている一般廃棄物の処理に関する計画で、長期的視点に立った基本的な方針を明確にする「基本計画」と、「基本計画」の実現のために必要な事項を年度ごとに定める「処理計画（実施計画）」から構成されています。この「処理計画」をより効果的なものにするための指標となるのがロードマップです。

## 2 使用方法

PDCA サイクルに使用します。PDCA サイクルとは、P（プラン：計画）D（ドゥ：実行）C（チェック：評価）A（アクション：改善）のことで、物事を継続的に改善して管理を行う手法のことです。



## 3 効果

ロードマップは、計画を時系列にまとめた表になっており、目標に向け、各年度ごとに進行を管理することができます。廃棄物の減量が目的ではありますが、啓発活動のように直接ごみ量に反映するものではないものの、継続して実施することで効果が得られるものもあります。

より効果的に活用するためには、【評価】と、それを踏まえての【改善】が重要となります。

計画項目	1	ごみを出さないライフスタイルの推進
取組内容	(1)	食品ロス削減の推進
最終目標	基本計画策定時の組成分析結果における食品ロスの割合（未利用4%、未開封3%、食べ残し6%）以下とする	
中間目標	組成分析調査における食べ残しの割合（6%）以下とする	

項 目		令和元年度	項 目	令和2年度（上半期）
年次計画			年次計画	食品ロス量の把握のための組成分析の実施方法検討（予算要求等） 食品ロス削減推進計画作成に向けた検討（予算要求等）
施策の実施		ポスターの掲示 フードドライブの実施 実績〇〇トン	施策の実施	〇〇について市報に掲載（下半期も掲載予定） フードドライブの実施 〇回、〇〇トン フードドライブの実施案内をアプリに掲載（下半期も掲載予定） 〇〇課と連携し、市民向けにリーフレットを配布  <今後の予定> 都から食ロス計画の指針が示された場合に、予算要求を行う 〇〇についてツイッターに掲載
評価	ごみ対策課		課内評価	昨年度が〇〇だったため、〇〇を行うことにした。 〇〇についての啓発方法が課題である。（検討中） 食ロス計画の指針が出たため、来年度の計画策定を目指したい。
			委員評価	ツイッターを使用することにしたのは良い。 食ロス計画が示されなかった場合、ロードマップには()書きで掲載したほうが良い。 市報には、〇〇について掲載したほうが、より効果的なのではないか。
	計画への申し送り		〇〇を実施する。 食ロス計画の策定について()書きでロードマップに更	
	次年度マップ		組成分析の実施（食品ロス量の把握） （食ロス計画を策定する。）	
	次々年度マップ		組成分析の継続実施による傾向把握及び把握した状態を （食ロス計画を策定する。）	

令和3年度計画

令和4年度計画



計画項目	1	ごみを出さないライフスタイルの推進
取組内容	(1)	食品ロス削減の推進
最終目標	基本計画策定時の組成分析結果における食品ロスの割合（未利用4%、未開封3%、食べ残し6%）以下とする	
中間目標	組成分析調査における食べ残しの割合（6%）以下とする	

項目	令和2年度	項目	令和3年度（上半期）
年次計画	食品ロス量の把握のための組成分析の実施方法検討（予算要求等） 食品ロス削減推進計画作成に向けた検討（予算要求等）	年次計画	組成分析の実施（食品ロス量の把握） （食ロス計画を策定する。）
施策の実施	〇〇について市報に掲載（下半期も掲載予定） フードドライブの実施 〇回、〇〇トン フードドライブの実施案内をアプリに掲載（下半期も掲載予定） 〇〇課と連携し、市民向けにリーフレットを配布 都から食ロス計画の指針が示されたため、予算要求を行い措置された 〇〇についてツイッターに掲載した 〇〇を実施した	施策の実施	〇〇について市報に掲載（下半期も掲載予定） フードドライブの実施 〇回、〇〇トン フードドライブの実施案内をアプリに掲載（下半期も掲載予定） 〇〇課と連携し、市民向けにリーフレットを配布  <今後の予定> 都から食ロス計画の指針が示されたため、予算要求を行う 〇〇についてツイッターに掲載
評価	ごみ対策課	課内評価	昨年度が〇〇だったため、〇〇を行うことにした。 〇〇についての啓発方法が課題である。（検討中） 食ロス計画の指針が出たため、来年度の計画策定を目指したい。
		委員評価	ツイッターを使用することにしたのは良い。 市報には、〇〇について掲載したほうが、より効果的なのではないか。
	審議委員	ツイッターを活用することにしたのは評価できる。 〇〇について市報掲載して効果があったのであれば、今後は〇〇についても検討すべきである。	計画への申し送り
		次年度マップ	〇〇を実施 食品ロス削減推進計画策定
		次々年度マップ	〇〇実施結果を踏まえた啓発の実施 計画を踏まえた〇〇の実施

令和4年度計画

令和5年度計画

計画項目	1	ごみを出さないライフスタイルの推進
取組内容	(1)	食品ロス削減の推進
最終目標	基本計画策定時の組成分析結果における食品ロスの割合（未利用4%、未開封3%、食べ残し6%）以下とする	
中間目標	組成分析調査における食べ残しの割合（6%）以下とする	

項 目		令和3年度	項 目	令和4年度（上半期）
年次計画		組成分析の実施（食品ロス量の把握） （食ロス計画を策定する。）	年次計画	〇〇を実施 食品ロス削減推進計画策定
施策の実施		〇〇について市報に掲載（下半期も掲載予定） フードドライブの実施 〇回、〇〇トン フードドライブの実施案内をアプリに掲載（下半期も掲載予定） 〇〇課と連携し、市民向けにリーフレットを配布 都から食ロス計画の指針が示されたため、予算要求を行い措置された 〇〇についてツイッターに掲載した 〇〇を実施した	施策の実施	〇〇について市報に掲載（下半期も掲載予定） フードドライブの実施 〇回、〇〇トン フードドライブの実施案内をアプリに掲載（下半期も掲載予定） 〇〇課と連携し、市民向けにリーフレットを配布  <今後の予定> 都から食ロス計画の指針が示されたため、予算要求を行う 〇〇についてツイッターに掲載
評価	ごみ対策課	〇〇の実施方法を変更したが、〇〇が課題となった。〇〇についての工夫が必要である。 課題であった〇〇の啓発方法を〇〇とすることにして、来年度から実施することにした。課題が解消されたことは良かった。	課内評価	昨年度が〇〇だったため、〇〇を行うことにした。 〇〇についての啓発方法が課題である。（検討中） 食ロス計画の指針が出たため、来年度の計画策定を目指したい。
			委員評価	ツイッターを使用することにしたのは良い。 市報には、〇〇について掲載したほうが、より効果的なのではないか。
	審議委員	ツイッターを活用することにしたのは評価できる。 〇〇について市報掲載して効果があったのであれば、今後は〇〇についても検討すべきである。	計画への申し送り	〇〇を実施する。 食ロス計画の策定についてロードマップを更新する。
			次年度マップ	〇〇実施結果を踏まえた啓発の実施 計画を踏まえた〇〇の実施
			次々年度マップ	★★★★★に基づく〇〇の実施 ▲▲▲の検討

令和5年度計画

令和6年度計画